

第5節 台場をめぐる兵器等の備品と人々

鳥谷 智文（松江工業高等専門学校准教授）

1. はじめに

台場は、特に幕末期における各藩の海防政策の一環で築かれた施設であり、外国船の接近に対し砲撃を加えるために台場には大砲等の兵器が設置され、それらに関わる人員が配置された。台場については、永見高明氏⁽¹⁾、池橋達雄氏⁽²⁾が、「軍事留」（永見家文書）に記載されている「古志川尻北ノ御台場」、「古志川尻南ノ御台場」、「日御崎御台場」、「神光寺川尻御台場」の図面を紹介している。

本稿では、台場そのものについて検討を加えるのではなく、台場に設置される兵器や台場に携わる人々などについて、杵築の軍事関係の記録を中心に集めた「軍事留」（永見家文書）に記載されている史料を中心に紹介していく。よって、史料の性格上、神門郡の台場に関する検討となる。以後特に断らない限り「軍事留」からの引用史料である。

2. 杵築台場への大砲運送（文久3年3月10～13日）

『雲藩職制』⁽³⁾の「砲台」の項には、神門郡假宮に「備砲三門、旧式にして一貫匁弾」、同郡荒木に「備砲二門、新式廿四斤弾一門、十八斤弾一門」、同郡古志村川尻に「備砲三門、廿九ドイム、廿ドイム、破裂弾」、島根郡古浦に「備砲四門、一貫匁弾」との記載があり、各台場には2～3の新旧各種砲門が設置されていたと考えられる⁽⁴⁾。

文久3年（1863）3月、「武具方御用」により、島根郡加賀浦より神門郡杵築浦御台場辺りへ大砲を2挺と台を「御手船坤厚丸」で運送したが、「其海辺ハ浅ク、沖合ハ波若ク直廻シ難相成」と船頭たちから申し出があり、やむを得ず宇龍湊へ乗込、同湊において「てんま船」と「小船」で杵築浦へ運送することになった。しかし、大砲1挺につき1300～1400貫目、台も数100貫目もの重量があり、「磯辺へ着兼」ねる状況で、土俵、材木、引綱、そして約50人もの「丈夫郷夫」を手配することになった⁽⁵⁾。

これらの大砲などを宇龍浦から杵築へ運送するために、結局船3艘、船頭・水主12人でこの賃金9貫文、人夫92人余り、縄、船板、ころ、大砲置所根敷木板などの多数の物品を必要とした。このように、大砲の運送にあたっては、動員や物資の調達がなされたことがわかる⁽⁶⁾。

その後、同年4月4日の「覚（四月四日永井斧八差出）」によると、「式拾目玉御鉄炮」、「三拾目玉御鉄炮」それぞれ1挺ずつと式拾目玉、三拾目玉、火縄が支給され、杵築台場砲術方頭取永井斧八が受け取っている。

3. 三津浦台場における小屋の建築および道普請

台場において設置された備品の中心は大砲であるが、その他に建物や道路の普請もあった。文久3年における楯縫郡三津浦台場の小屋及び道普請入用については以下の通りであった。

三津浦御台場小屋新出来并道普請入用

一錢七百文 御台場小屋入用材木代

一同壹貫貳百文 右同断竹代
 一同六百文 右同断縄四束代
 一同九百文 右同断藁三百把代、壹把ニ付三文充
 一同拾四貫文 右同断地平シ小屋懸夫共

此人夫七拾人 壹人ニ付貳百文充

一同五拾四貫文 道普請人夫賃

此人夫貳百七拾人 壹人ニ付右同断

一同四拾貳貫文 道普請道拵人夫賃

此人夫貳百拾人 壹人ニ付右同断

ノ百拾三貫四百文

〔文久三亥十二月小田要人様・柳多波江様御台場御見分并三津浦御台場小屋新出来諸入用書出帳〕
 出雲市立平田図書館所蔵文書)

小屋及び道普請での入用銭は 113 貫 400 文であり、その内訳は、小屋の建築に材料代（材木等）3 貫 400 文、人夫賃 14 貫文、道の普請に人夫賃 96 貫文であった。入用銭の大部分は人件費であり、小屋の建築に 70 人、道普請に 480 人、合計 550 人もの人々が人夫として動員された。

4. 台場への弾薬手配

文久3年6月5日付けの郡奉行村田幾右衛門から郡役人、大年寄宛への「覚」によると、武具方の指示により各台場などへ以下のように大砲の玉、合薬などが手配されている。

受取先	手配弾薬など
神門郡日御碕	棒火矢入箱 1 壹貫目玉 30 合薬 16 貫 100 目
神門郡杵築稲佐	壹貫目玉 30 五百目玉 30 合薬 16 貫 500 目
神門郡神光寺川尻	拾三貫目玉 30 貳拾四封度玉 30 拾八封度玉 30 貳貫五百目玉 30 五百目玉 30 小道具入箱 合薬 129 貫 900 目
神門郡古志川尻	壹貫目玉 30 合薬 11 貫 100 匁
神門郡指海浦	棒火矢入箱 1 三百目玉 30 合薬 4 貫 800 目
神門郡大池	神虎玉箱 1 同薬入箱 1 五百目玉 30 三百目玉 30 合薬 10 貫 200 匁
神門郡口田儀遠見番所	神虎玉箱 1 同薬入箱 1 五百目玉 30 四貫目玉 30 合薬 48 貫 900 目
神門郡川向	棒火矢入箱 1 壹貫目玉 30 合薬 11 貫 100 目

上記によれば、壹貫目玉、五百目玉、三百目玉など多種多様の玉が手配されている。また、合薬も多いところでは 129 貫 900 目も手配された。

文久3年6月8日の村田幾右衛門から楯縫郡・出雲郡下郡宛の「覚」によると、大砲の玉を各台場に運送するには、以下の人足が必要であった。

楯縫郡平田→日御碕	人足 8 人	出雲郡庄原村 → 指海	人足 4 人
楯縫郡平田→杵築	人足 83 人	出雲郡庄原村 → 大池	人足 10 人

楯縫郡平田→古志川尻 人足3人 出雲郡庄原村 → 口田儀 人足23人

日御碕台場、杵築台場、古志川尻台場は楯縫郡平田から陸路で運ばれ、指海台場、大池台場、口田儀台場は出雲郡庄原村から陸路で運ばれた。今回は合計131人の人足が手配された。

5. 台場への砲術方・棒火矢方出張

各台場には砲術方や棒火矢方として頭取を合わせて各4人が配置された⁽⁷⁾。

文久3年(1863)年3月7日の村田幾右衛門から下郡らへ遣わした書状によると、出張を命じられた神門郡の各台場8ヶ所(鷺浦、日御碕、小黒田、杵築、指海、大池、多岐、口田儀)に砲術方あるいは棒火矢方が4人ずつ配置されていることがわかる⁽⁸⁾。試みに大砲が輸送された神門郡杵築台場についてみると、「砲術方 頭取 永井斧八、孫之丞 池田八百次郎、彦兵衛弟 杉 久弥、斧八 永井勇之助」の4人であった。砲術方頭取永井斧八は、「列士録」(鳥根県立図書館所蔵)によると、永井家の10代目で、「砲術令出精」めた人物で、天保期より唐船番で海辺台場砲術方頭取や隠州島前御重手鉄砲士師役などを慶応3年(1867)まで歴任した。文久3年、51歳の時には、3月に神門郡杵築台場へ赴任し、9月までその任にあたった。その後元治元年(1864)8月～同年10月には、島根郡三保関台場へ赴任している。ちなみに、同台場に出張した永井勇之助は「斧八 倅」である。「列士録」では、11代目「永井六之助」と記されているが、永井斧八と同年同月同日(文久3年3月6日)に杵築台場へ出張を命じられ、同年同月12日に赴き、9月までその任にあたっていることから、同一人物と考えられる。彼は、その後慶応2年(1866)、隠岐国島後台場砲術方に就任しており、砲術稼業を相続した。

郡奉行であった村田幾右衛門は、文久3年10月18日に「農兵御用懸り合」に任命され、農兵制度に関わったと考えられる。農兵の配置については、元治元年、海辺台場口屋要路を守るために農兵の配置人数が示された。杵築仮宮村で大砲手伝8人、神光寺川尻で21人、古志川尻で22人、指海で5人、大池で8人、口田儀2ヶ所で14人とされた⁽⁹⁾。

同年8月17日付け与頭善右衛門、下郡為右衛門が杵築月番年寄十兵衛へ宛てた書状では、杵築神光寺川尻台場では、「砲術方様農兵共惣御人数三十人と相聞候へハ御宿式軒兼而御手配置、御差問無之様万々御心配御取斗可有之候」とあり、砲術方と農兵で30名ほどが配置されていたことがわかる⁽¹⁰⁾。

6. おわりに

以上、台場に関わる兵器などの備品や備品に関わる人々について、その一端を紹介した。台場の建設はもちろんのことであるが、大砲の運搬、設置、弾薬の運搬、台場付属施設に関する普請、台場における任務などで多くの人々が関与していることが垣間見られた。

ところで、大砲などの銃火器はどのように製造され、調達されたのであろうか。外国、国内からの購入や松江藩での製造などが考えられるが、現段階では明確にすることはできない。ここでは、松江藩における銃火器製造に関しての専門的職能者について紹介しておきたい。

鉄砲鍛冶及び砲術師として知られているのは榎並氏であった⁽¹¹⁾。「列士録」によると、榎並氏は松

江藩主松平綱隆代における「御殺生御用之御持筒仕立」を皮切りに、元文3年(1738)には「怒鯨大筒仕立」、文政13年(1830)には「仏狼機(フランキ)仕立」など、代々大筒の製造に携わった。榎並庄太夫は、天保期に幕府鉄砲方井上左太夫に学び、外記流を修得している。次代の榎並長三郎は文久2年にラエフル筒やミニヘル筒の製作を学び、銃火器の製造に関わってきたと考えられる。

重村俊介が記した「旧藩事蹟」では、文久3年に製鉄所を設置し、大小砲を鑄造したとある⁽¹²⁾。この製鉄所は、文久3年4月に鉄砲・棒火矢の古流砲術の修業を中止し、西洋流砲術を実施することになったことを契機として、西洋流大砲や雷火(ゲベール)銃を製造した⁽¹³⁾。前述の榎並長三郎は、「列士録」によると、同年8月21日、「雷火銃製造所肝煎頭取」の職についた。元治元年10月21日には、「乃木村御鍛冶場頭取」を兼務している。製鉄所は慶応2年(1866)に廃止されたようであり、彼は、同年10月15日、「製鉄所被廢ニ付、同所肝煎御免」となった。農兵の取り立ても慶応2年に取り止めとなっており⁽¹⁴⁾、村田幾右衛門は同年8月17日、「郡奉行」、「農兵御用懸り合」を免ぜられている⁽¹⁵⁾。慶応2年は第二次長州征討の年であり、その影響が考えられるが松江藩の兵制にとって一つの転機となっているのではないだろうか。

注

- (1) 「大社湾周辺における台場」(『大社の史話』148号, pp.6-8, 2006)。
- (2) 「松江藩の海防策」(『大社町史』中巻第三編第四章第九節四, pp.322-324, 2008)。
- (3) 正井儀之丞・早川 伸編, 歴史図書社, p.119, 1979。
- (4) 大社町内の台場設置の備砲については、多根令己「大社湾の台場―長州征伐に備えて築く―」(『島根半島歴史散歩―大社編―』大社史話会, pp.122-123, 1998)を参照されたい。
- (5) 「(三月十日原良四郎差出杵築町目代宛書状)」。
- (6) 「大砲杵築運送ニ付入用(亥三月十二日杵築月番年寄五郎兵衛差出原良四郎宛頭書)」。
- (7) 上野富太郎・野津静一郎編『松江市誌』松江市庁, p.385, 1941
- (8) 「(三月七日村田幾右衛門差出下郡左六・為右衛門他4名宛書状)」。
- (9) 「異変之節海辺臺場口屋要路固メ左之通」。
- (10) 「(八月十七日与頭善右衛門・下郡為右衛門差出杵築月番年寄十兵衛宛書状)」。
- (11) 上野富太郎・野津静一郎編『松江市誌』松江市庁, p.514, 1941。
- (12) 中原健次『松江格式と職制』松江今井書店, pp.185-186, 1997。
- (13) 松平直亮『松平定安公傳』pp.99-104, 1934。
- (14) 小林准士「文久3年の情勢と河下・小津台場の築造」本報告書所収。
- (15) 「列士録」(島根県立図書館所蔵)。

(付記) 本稿の作成にあたっては、石見銀山資料館学芸員藤原雄高氏(元出雲市文化企画部文化財課嘱託職員)、出雲市文化企画部文化財課嘱託職員庄司幸恵氏の史料翻刻及びご教示によるところが大きい。末筆ながらここに深く感謝の意を表する次第である。